

## ＜補助金・基金の見直しに関する概算要求への反映状況について＞

行政事業レビューの対象全事業（371 事業）及び基金シートの対象全事業（52 事業）について、横断的な点検を実施した結果を令和 9 年度予算概算要求等に反映。（事業名は令和 8 年度予算においてのもの）

### ＜「点検の視点」＞

- ①効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき
- ②政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき
- ③事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、  
**不正・中抜きを防止すべき**
- ④補助金依存体質を改め、**自治体・事業者の自立や成長**につながる仕組みに改めるべき
- ⑤申請・報告等の**事務負担を軽減**し、現場が本来業務に専念できるようにすべき

### ● 水田活用の直接支払交付金

農業者の急減が見込まれる中にあっても食料の安定供給を果たすため、非主食用米、麦・大豆等への支援について、生産性向上の取組に対する収量に応じた面積払いによる支援へ転換するとともに、産地交付金について、効果検証とそれに基づく支援内容の見直しを適時適切に実施し、地域の実情に応じ効果的な産地形成が促進される仕組みに見直す等、水田活用の直接支払交付金を抜本的に見直し。

### ● 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策を再編し、川上から川下までの関係者が連携して行う生産性・付加価値向上など国産材サプライチェーンの強靱化に係る取組を集中的に支援できるよう見直し。

### ● 農山漁村振興交付金

事業毎に異なる窓口で申請手続きを行っていたところ、複数事業を 1 つの計画書にまとめ、ワンストップで申請できるようにしたことに加え、政策目的に即した成果指標等を各事業統一的にポイント化することにより、ポイントに基づく採択・予算配分を本格的に導入。

● **食品アクセス確保対策事業**

他省庁や地方公共団体との役割分担を明確にし、**フードバンクの自立的な運営につながる機能強化**を進め、地域における食品アクセス確保に必要な取組を**重点的に支援**するよう見直し。

● **木材需要の創出・輸出力強化対策**

長期間にわたって実施している地域における木質バイオマスの熱利用に向けた「地域内エコシステム」モデル構築に係る協議会支援事業について、全国への普及に必要なモデルが構築されつつあるため、**今後新規採択は行わず、現在支援中の地域の計画策定支援のみ**を行うよう見直し（当該支援が終了次第、当該事業を廃止予定）。

● **みどりの食料システム戦略推進交付金**

慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に支援していた有機転換推進事業について、当該事業を廃止。

**新たな環境直接支払の中で、慣行農業等から有機農業へ転換する取組等について、掛かり増しコストに加え、導入リスクにも対応した支援**を行うこととしており、支援の重複が見られるため。

● **雇用就農総合対策**

繁閑期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保を推進する産地間連携等推進コースについて、事例やノウハウが蓄積されたため、国費に頼らない取組に向け、**当該コースを廃止**。

● **浜の活力再生・成長促進交付金**

従来 of 浜の漁業者が共同で行う所得向上に向けた取組への支援を継続しつつ、類似目的の事業を整理するため、**海業推進事業を海業振興支援事業に統合**した上で廃止。

加えて、「新沿岸漁業構造転換対策施設整備事業」を新たに創設し、**協業化・法人化等**により将来にわたって地域漁業を担っていく漁業者の積極的な経営展開に必要な**施設の整備を支援**するとともに、共同利用施設の再編集約・合理化を支援。

## ● 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

藻場等の保全活動の効果が適切に発現するよう、令和7年度から取組内容の効果を検証して次年度の改善につなげるPDCAサイクルの徹底を図っている。今後、更に効果のある活動を推進する観点から県の研究機関と連携して効果検証を求める等見直し。

## ● 水産資源調査・評価推進事業

自動観測機器及び漁業者参加型の調査による海洋環境情報の効率的な収集等を通じた不漁要因の解明、AIを活用した魚の体長測定アプリによる効率的な資源調査の実施及び評価の精度向上等に取り組むよう見直し。

### ※ とりわけ基金について踏まえる視点

- ・一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべき
- ・重複、休眠等の状態にある基金を整理・統廃合し、不要な資金を国庫返納すべき
- ・基金を「見える化」し、透明性を確保すべき
- ・公費負担に応じ、事業成果を国へ還元させるべき
- ・基金活用に付随する機会費用を軽減すべき
- ・基金設置法人等の運営、執行を適正化すべき

## ● 中堅外食事業者資金融通円滑化基金

本基金は、コロナ禍により信用力が低下し、かつ、セーフティネット保証を受けられない中堅・大手外食事業者の債務保証を実施するため創設されたところ、事業として必要な役割を果たしたため、政策目的を踏まえて令和4年度に新規受付を終了しており、残債の管理を行った後、令和8年度末に基金廃止予定。

## ● 有害生物漁業被害防止総合対策基金

大型クラゲの大量発生は予測が困難であり、発生時に迅速に対応するための備えが必要である点に留意しつつ、基金規模の見直しや効果的な事業の実施方法など適切な見直し内容を引き続き検討。